平成２１年（フ）第４２４号
沖縄県島尻郡南風原町字兼城151番地の１
債務者　ベイカー厚子
１　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４５０号
沖縄県那覇市銘苅１丁目19番２―8003号　古島共同住宅
債務者　金城　　賢
１　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第６５号
北海道日高郡新ひだか町静内緑町８丁目１番９号　山口マンション103号
債務者　松木　奈紀
１　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２１年（フ）第２３１号
北海道小樽市桜２丁目11番７号
債務者　田中　　實
１　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２７２号
北海道苫小牧市字錦岡156番地
債務者　船瀬　清治
１　決定年月日時　平成21年11月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第８８号
秋田県由利本荘市烏川字烏川下18番地
債務者　佐藤サチ子
１　決定年月日時　平成21年11月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第８９号
秋田県由利本荘市矢島町七日町字下山寺10番地１　下山寺住宅４号
債務者　佐藤　利通
１　決定年月日時　平成21年11月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第９０号
秋田県由利本荘市薬師堂字谷地72番地２　エルセゾン101
債務者　小林　公人
１　決定年月日時　平成21年11月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第１１２号
兵庫県たつの市御津町苅屋463番地６
債務者　安川　　洋
１　決定年月日時　平成21年11月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第１７９１号
福岡県筑紫郡那珂川町仲３丁目17番１―1112号
債務者　中村　繁公
１　決定年月日時　平成21年11月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２１５号
福岡県朝倉市甘木2387番地７
債務者　石井　勝則
１　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第５６６号
長崎県長崎市大手１丁目29番２号　三浦アパート203号
債務者　西　　静香
１　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６５０号
大分市大字羽屋844番地の６
債務者　有田　善邦
１　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６５１号
大分市大字羽屋844番地の６
債務者　有田　純子
１　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１５７号
石川県加賀市片山津温泉桜ケ丘39番地　笹原アパート６号室、従前の住所福井県鯖江市川去町第７号２番地20
債務者　花坂　美帆
１　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第１０２号
福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字西中居22番地３
債務者　坪井ひろみ
１　決定年月日時　平成21年11月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第１４４号
岐阜県美濃加茂市山手町２丁目39番地　Ｐｌａｎｔ　ｄ’ｏｒ305
債務者　影田　利恵
１　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第５８号
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取1531、住民票上の住所静岡県賀茂郡東伊豆町稲取1504番地　クワトロ２号館202号室
債務者　中嶋　　馨
１　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
静岡地方裁判所下田支部